

令和5年度海外マッチング支援に係る中小企業アドバイザーの公募について（令和5年11月公募）

独立行政法人中小企業基盤整備機
販路支援部マッチング支援課

当機構では、中小企業者の海外事業展開を支援するため、海外展開に係る商談アテンド、アドバイス等を行っています。今般、こうした支援の最前線で企業支援を担う「支援チーム」の維持・拡充のため、ご協力いただくアドバイザーを公募します。

1.事業目的

海外市場に活路を見出そうとする日本の中小企業・小規模企業者に対して、実施フェーズに合わせたアドバイス、対面やWeb会議システム等による商談補助等の支援を行います。

2.募集職種

中小企業アドバイザー（国際化・販路開拓）

3.募集人数

若干名

4.主な業務実施場所

中小機構本部（東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル5F）

※このほか、支援先企業所在地、海外現地で業務を実施していただくことがあります。

5.業務依頼内容

(1) 海外企業との商談に向けたアドバイス及びこれに関連する支援

商談を予定している海外企業のニーズ等を確認及び把握し、海外事業展開を検討・実施している中小企業に対して、海外企業との商談実施前後におけるアドバイス及びこれに関連する支援を行っていただきます。

(2) 海外政府機関等との交流

自らが持つ、海外に関する幅広い知識や識見、人脈ネットワーク踏まえた、海外政府機関等との交流を通じて、中小企業の海外展開等に係る円滑な事業環境作りに貢献していただきます。

(3) 海外販路開拓に関するアドバイス

海外展開を志向する中小企業に対して、販路開拓に係るアドバイスを行っていただきます。

(4) 海外展開セミナーにおける講演及び講師の発掘・選定

自治体や公的支援機関等が主催する中小企業の海外展開に資するセミナー等で講演を行っていただきます。また、セミナーに適した講師の発掘・選定を行っていただきます。

(5) 情報提供サイト等における執筆

当機構では、ウェブサイト上、新聞記事等で海外展開を志向する中小企業向けの情報提供を実施しており、その際原稿執筆等を行っていただきます。

(6) その他

我が国中小企業の海外展開及び当機構の海外展開支援事業に関し、必要に応じて業務協力をしていただきます。アドバイザーの発掘や、関係機関との連携企画なども行っていただきます。

6.選考基準

以下の条件を満たすこと。

- ① 海外投資に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有し、かつアドバイスを実施するための専門能力を有すること
- ② 国際貿易（輸出入）又は海外企業との業務提携等に関する実務的な知識・経験・ノウハウを有し、かつアドバイスを実施するための専門能力を有すること
- ③ 海外展開に係る事業計画作成能力を有すること
- ④ 企業間連携による製品開発又は新規事業開発等について豊富な経験を有すること
- ⑤ 企業間の取引促進、共同開発、事業周知等についての豊富な経験を有すること
- ⑥ 中小企業の企業間連携並びに経営上の課題解決等に係る助言に必要な豊富な知識又は経験を有すること
- ⑦ 海外事業や販路開拓に関する講演又は執筆能力を有すること
- ⑧ 海外政府機関の業務や海外産業振興政策に関する豊富な知識又は実務経験を有すること(海外駐在経験を有することが望ましい)
- ⑨ 健康状態が良好であること
- ⑩ 契約期間の開始月において、満70歳未満であること
- ⑪ PC等のOA機器を自身で活用して遅滞なく業務を進めることができること
- ⑫ 海外現地でビジネスを行うための十分な語学力（英語またはその他の言語でのビジネスミーティング、ディスカッション、Eメール作成、レター作成等の文書作成を遅滞なく円滑に進めることができる）を有すること
- ⑬ 電子メール、Zoom、Microsoft Teams、Word、Excel、PowerPoint等の手段を効果的に活用し、中小企業に対して理解しやすく効果的な支援が実施できること
- ⑭ 本業務に対して十分な活動時間を確保でき、支援企業などからの要望に迅速に対応できること
- ⑮ 本事業及び他の中小機構事業で契約実績がある場合、契約期間中に事務手続き、業務報告等で重大な問題を起こしていないこと

7.登録期間

- (1) 当該事業年度末までの1事業年度
- (2) 実績等を評価したうえで、必要に応じて1事業年度単位で更新登録あり

8.契約方式

業務委託契約（登録方式）

※雇用契約ではありません

9.業務日数・報酬等

- ・ 毎月10～15日程度の業務量を想定
- ・ 1業務当たり：4万円(1日相当業務)

10.旅費交通費の支給

- (1) 業務謝金には、圏内での活動の交通費が含まれるものとしています。ただし、業務実施先がご自宅（またはご自身の事務所）から片道約50kmを超える場所となる場合には、出張旅費を支給します。

- (2) 旅費についてはアドバイザーによる事前立替とし、精算時には必要に応じて領収書等証憑類を提出いただきます。
- (3) 旅費支給額については、中小機構の規程により算定されます（実費精算ではないため、実際に利用した経路・交通機関と異なる場合があります）。

11.謝金及び旅費のお支払先について

業務報告書等で実施内容を確認し、原則として所定の源泉徴収額を控除した後にアドバイザー本人名義の個人口座へ振り込みます（振込口座は日本国内銀行口座に限ります）。

12.応募方法および締切

令和5年12月22日（金）17時（必着）までに、Eメールにてceo-network2@smrj.go.jp（公募受付アドレス）あてに、指定様式（履歴書（手書き不可））ファイルを添付のうえご送信ください。

※Eメール件名には、「中小企業アドバイザー公募の件 /（氏名）」とご入力下さい。

（件名例）「中小企業アドバイザー公募の件 / 中小 太郎」

※応募の受付はEメールのみです。郵送・持ち込みでは受け付けられません。

13.公募スケジュール

- (1) 公募期間 令和5年11月22日（水）～ 令和5年12月22日（金）17時
- (2) 書類審査・面接審査 令和5年12月25日（月）～ 令和6年1月26日（金）
- (3) 審査結果 選考結果確定次第、順次通知

14.選考方法及び結果の通知

- (1) ご提出いただいた履歴書による書類審査を行います。書類審査に通過した場合、必要に応じて面接審査を行います。なお、面接の実施にあたって交通費の支給はございませんので予めご了承ください。
- (2) 登録を依頼する方には併せて手続に必要な書類を送付いたします。
- (3) 選考過程、合否の理由については一切お答えいたしません。
- (4) 応募に際してご提出いただいた書類一式に関しては、結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。
- (5) ご提出いただいた履歴書等の個人情報、当機構で行う業務以外には利用いたしません。

15.注意事項及び登録後の禁止行為

- (1) 業務実施に際しては、公正、中立的な立場から行っていただきます。
- (2) 登録後以下の行為を禁止します。
 - ① 履歴、保有資格等を詐称すること
 - ② 中小機構の禁止又は注意の指示に従わないこと
 - ③ 中小機構の名誉をき損し、信用を傷つけ又は利益を害すること
 - ④ 中小機構が委託した業務に関連して知り得た機構又はその他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること（自身の行うコンサルティング事業等への誘導を含む）
 - ⑤ アドバイザーの身分において、中小機構以外の者から不当に金銭を收受すること
 - ⑥ 中小機構の名称、略称若しくは呼称、機構の事業の名称等又はアドバイザーの名称等をみだりに使用すること（自身の行う事業での中小機構アドバイザー名刺の配布、ホームページへの中小機構アドバイザー名称記載等の行為）

- ⑦ 虚偽の報告をすること
- ⑧ 自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をすること
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて機構の信用を棄損し、又は機構の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- ⑨ その他中小機構の業務執行に支障があると判断される行為を行うこと

以上